

箱根町分別収集計画

(第10期)

令和4年6月

目 次

1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	1
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策 に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集にかかる分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4

9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準	4
	適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法（以下「法」 という）第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込みの算定方法	
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し 重要な事項	7
13	その他のリサイクル	7

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、資源として利用できるものは利用とともに、ごみの減量化に寄与できるよう循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体である町民、事業者及び町がそれぞれの立場での役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、一般廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本町では、平成5年3月に現行のごみ焼却施設を建設しているが、稼働開始から26年が経過し、施設の老朽化が進行している。また、平成15年3月には現在稼働している第2最終処分場を建設したが、使用の限界が近づいているのが現状である。

そのため、本町の一般廃棄物の持続可能な適正処理に向け、近隣市町とのごみ処理広域化の検討を進めており、近い将来における広域的なごみ処理体制の確立を視野に入れつつ、現有施設において一般廃棄物処理を行うものである。

本計画はこうした状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づき、一般廃棄物の中で相当の割合を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、焼却量及び最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者及び町が担うそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、各主体が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進することによる廃棄物の減量化、ごみ焼却施設と最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減及び資源の有効利用が促進され、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たり、基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・町民、事業者及び町が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	3,007 t	3,171 t	3,343 t	3,528 t	3,726 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、町民、事業者及び町がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 教育及び啓発活動の充実

学校や地域団体を対象としたごみ処理施設見学会等を通じ、ごみの排出抑制、分別排出及びリサイクルの推進を呼びかける。また、町民及び事業者に対し、広報誌等を通じてごみの排出状況、最終処分場の埋立て状況等、本町におけるごみ処理についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

(2) 買い物袋（マイバック）持参運動

町民に対し、買い物のときには、買い物袋（マイバック）を持参してレジ袋を使用しないようにすることを推進する。

(3) 過剰包装の抑制

町民に対し、なるべく包装を断ったり、簡易包装を選択するよう協力を要請するとともに、事業者に対しても簡易包装について協力を求める。

(4) 使い捨て容器等の使用抑制

町民等に対し、容器に入った商品については、リターナブル容器や再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進に協力を求める。

また、プラスチックごみによる環境汚染の問題について、かながわプラごみゼロ宣言に賛同し、県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言を行っており、町民等の環境美化への意識を高めるため、ポイ捨ての防止や使い捨てプラスチックの削減に向けた啓発、環境教育を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、本町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)**

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	127t		134t		141t		147t		155t	
主としてアルミ製の容器	27t		29t		30t		32t		33t	
無色のガラス製容器	(合計) 31t		(合計) 32t		(合計) 34t		(合計) 36t		(合計) 38t	
	(引渡量) 31t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 32t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 34t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 36t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 38t	(独自処理量) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 43t		(合計) 46t		(合計) 48t		(合計) 51t		(合計) 54t	
	(引渡量) 43t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 46t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 48t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 51t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 54t	(独自処理量) 0t
その他の色のガラス製容器	(合計) 55t		(合計) 59t		(合計) 62t		(合計) 65t		(合計) 70t	
	(引渡量) 55t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 59t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 62t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 65t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 70t	(独自処理量) 0t
主として紙製の容器であつて飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3t		4t		4t		4t		4t	
主としてダンボール製の容器	360t		379t		400t		421t		445t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 18t		(合計) 19t		(合計) 20t		(合計) 21t		(合計) 23t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 18t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 19t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 20t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 21t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 23t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 53t		(合計) 56t		(合計) 59t		(合計) 62t		(合計) 66t	
	(引渡量) 53t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 56t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 59t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 62t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 66t	(独自処理量) 0t

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定
方法**

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、各容器包装廃棄物の排出量見込みに分別排出率を乗じて算出したもの。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

本町では、容器包装廃棄物の収集体制は、平成5年から缶・ビン、平成6年から紙パック・段ボール、平成11年からペットボトル、平成22年度からその他プラスチック製容器包装について確立している。

なお、分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別段階	保管段階	備考
缶	スチール	缶	委託業者による定期収集	委託業者(町有施設を使用)	町	集積場所に置いたカゴで収集
	アルミ					
ビン	無色ガラス	ビン	委託業者による定期収集	委託業者(町有施設を使用)	町	集積場所に置いたカゴで収集
	茶色ガラス					
	その他ガラス					
紙	紙パック	紙パック	委託業者による定期収集	町民	民間業者	紐で十文字に縛る
	段ボール	段ボール				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	委託業者(町有施設を使用)	町	透明又は半透明袋による収集
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		民間業者	民間業者	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

缶（スチール・アルミ）、ビン（無色・茶色・その他）、ペットボトルは、現行の粗大ごみ処理施設で選別、圧縮及び保管を行う。また、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装は、民間施設にて選別、圧縮及び保管を行い、紙パック、段ボールは、直接、資源化業者に持ち込む。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	集積場所	共通集積場所利用
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
選別・保管	粗大ごみ処理施設	
	民間施設	

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	カゴ回収（収集日前日に収集業者が収集場所に設置）	4トンパッカー車	環境センター (粗大ごみ処理施設)
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	ビン	カゴ回収（収集日前日に収集業者が収集場所に設置）	4トン平ボディー車	環境センター (粗大ごみ処理施設)
茶色ガラス製容器				
その他ガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紐で十文字に縛る	4トンパッカー車及び4トン平ボディー車	民間業者
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	透明又は半透明袋による収集	4トンパッカー車	環境センター (粗大ごみ処理施設)
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	透明又は半透明袋による収集	4トンパッカー車	民間業者にて選別、圧縮及び保管

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 町民及び事業者への啓発

自治会（住民組織）や事業者組合などの関係機関と連携を図り、ごみの分別の徹底を図りながらごみの減量化及び資源化を推進する。

また、「広報はこね」での意識啓発のほか、町ホームページなどを活用した効果的な啓発活動を検討し、展開していく。

(2) 将来的な施策展開

本町の一般廃棄物の持続可能な適正処理に向け、小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会において、将来的な一般廃棄物の広域処理についての検討を進めいく。

また、国際観光地という本町の特性から、一般廃棄物の大半を占める事業系一般廃棄物の処理手数料を平成29年4月から有料化し、ごみの減量化及び資源ごみの分別排出の徹底を図っている。

(3) 事後評価

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行なうこととする。

13 その他のリサイクル

本町では、容器包装廃棄物のうち「その他紙製容器包装」については、資源ごみ（古紙・布類）の収集で区分されている「その他紙」という品目にて、容器包装でない紙製廃棄物（メモ紙等）と混合回収している。

「その他紙」 (t)

年度	排出量	計画収集量	再商品化量
令和5年度	294	194	194
令和6年度	309	204	204
令和7年度	323	213	213
令和8年度	340	224	224
令和9年度	358	236	236